

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第21号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～6 [略] (特別休暇の特例) 7 令和3年3月31日又は令和4年3月31日に、第12条第24号ア及びイに規定する期間の終期が到来する職員に対する同号の規定の適用については、同号中「2年を経過する日」とあるのは、「 <u>令和5年3月31日</u> 」とする。	附 則 1～6 [略] (特別休暇の特例) 7 令和3年3月31日、 <u>令和4年3月31日</u> 又は <u>令和5年3月31日</u> に、第12条第24号ア及びイに規定する期間の終期が到来する職員に対する同号の規定の適用については、同号中「2年を経過する日」とあるのは、「 <u>令和6年3月31日</u> 」とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。